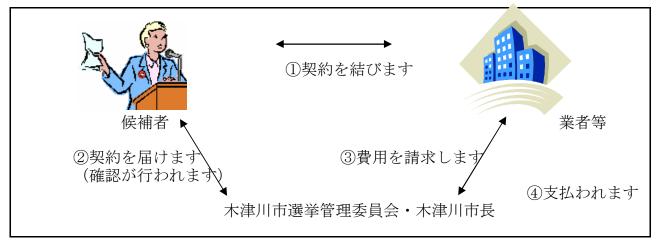
## 「選挙公営」の仕組みは・・・。



私たちの疑問点

#### 209枚ちょうどを依頼?

〇ポスターの枚数を、掲示板の数ちょうどの209枚で契約することは、考えられない。 選挙公営の制度では、209枚分が公費で負担されます。ただし、破れや印刷ミス、 張替え分など予備分も含んで印刷枚数を契約するのが通常ではないでしょうか。 209枚ちょうどで契約し全額公費負担されている方、250枚・300枚で契約して 209枚を超える分は、私費で負担されている方などいろいろです。 そこで、契約をする前に当然入手していると思われる、明細書の提出を業者へ求め ました。

送付嘱託という、裁判所を通じて求めたもので

### 見積書・明細書がない!

**〇見積書、明細書を作らないで、印刷所と契約をすることは考えられない。** 明細書などの提出を求めた業者の内、いただいた回答の一部をご紹介します。

★契約書などは何も作っていない、昔からの付き合いなので口頭で受注した。

★見積書、仕様書などは口頭確認のため、存在しない。

★見積書、仕様書などは発行していないので、提出できない。

★正式な見積書を発行したか記憶も記録もない。

★230枚の内、請求は209枚分とし、21枚分の金額は候補者へ寄附した。

を 資料がなければ、

皆様、どう

思われます

チェックし ようもな

## 同じ印刷所で2倍の開き

○税金である以上コスト削減は当然。同じ業者で、2倍もの差があるのも疑問。 各候補者が公費を請求するにあたって、税金が使われることを考え、コスト削減に努めるのが当然だと思います。同じ枚数で金額に3倍もの開きがあることは不思議です。 この考えに対し、裁判の中で被告木津川市長は、以下のように述べています。

★契約自由の原則が妥当。立候補者の高い倫理性を信頼し、選挙の自由を確保しよう としたもの。所定の書類を提出させ、不備がなければ、支出する。

# くれらのことから、

- ①条例で定める公費負担の限度額が、実費を大きく上回っていることが問題。
- ②実費であることを裏付ける書類を、添付する必要がないことが問題。